警備業務委託契約に係る提案実施要領

一般財団法人京都府民総合交流事業団

第１　提案概要

１　業務の概要

（１）業務の名称及び数量

京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）警備業務（機械警備）　一式

京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）警備業務（常駐警備）　一式

（２）業務内容

京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）の警備業務（機械警備）

京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）の警備業務（常駐警備）

（３）委託業務期間

令和２年４月１日～令和４年３月31日（２年）

（４）委託業務を行う場所

〒601-8047　京都市南区東九条下殿田町70番地

京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）

（５）詳　細

機械警備：「機械警備機能仕様書」、「工事仕様書」による。

常駐警備：「警備業務仕様書」による。（以下「各仕様書」という。）

２　提案書の提出等

（１）提出書類

「提出書類一覧」（機械警備）・（常駐警備）のとおり

（２）提出先

(一財)京都府民総合交流事業団

場　　所：〒601-8047　京都市南区東九条下殿田町70番地

京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）内

電 話 番 号：075-692-3400（施設担当）

ファックス：075-692-3402

電子メール：info@kyoto-terrsa.or.jp

（３）提出方法及び提出期限

方　法：提出先への持参とします（提出時にヒアリングを行うことがあるため、提出日時を事前に連絡してください）。もし郵送を希望する場合は前日までにご連絡ください。

期　限：**令和２年３月19日（木）午後４時まで**

（４）作成上の留意事項等

提案書作成要領のとおりとします。

（5）質疑応答

提案書作成に関する質疑については、次のとおり受け付けます。

① 質問期限

令和2年3月13日（金）午後5時

② 質問方法

書面又は電子メールにより、(一財)京都府民総合交流事業団施設担当に提出してください。

③ 質問様式等

様式は質疑書の様式を基本とし、次の点に留意して記載してください。

ア 件名は「警備業務委託（機械警備）」・「警備業務委託（常駐警備）」に関する質問とします。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載してください。

ウ 質問内容を端的に表す表現を本文の冒頭に記載してください。

エ 提案の審査に関する質問は受け付けません。

④ 回答日時 令和2年3月17日（火）午後5時まで

⑤ 回答方法

関係書類を配布した全ての者（回答日時までに辞退した者を除く。）に対し、書面又はホームページにより回答を行います。

3 選 考

（1）審査の方法

選考委員会を構成し、書面により審査します。なお、プレゼンテーションは実施しません。

（2）選考基準

①機械警備の選考基準は次のとおりです。

- 効率的な警備管理能力（経費・機能）
- 安定した機械警備管理能力（防犯警備システム等）
- 効果的な機械警備管理能力（環境・省エネ）

②常駐警備の選考基準は次のとおりです。

- 効率的な警備管理能力（経費）
- 安定した警備管理能力（待機所、常駐警備員の役割、人的能力、安心・安全な管理能力、緊急及び欠勤時の対応等）
- 効果的な警備管理能力（教育、訓練能力、勤務要員、有資格、役割等）

（3）その他

① 選考に当たっては、(一財)京都府民総合交流事業団が定める評価基準に基づき評価します。

② 提出のあった提案書、関連書類等については返却しません。

③　作成要領等の配布を受けた後、提案書を提出しない場合は、**令和２年３月18日（水）午後４時まで**に、（一財）京都府民総合交流事業団施設担当に連絡の上、作成要領等配布された全ての書類を返却してください。

４　応募資格・要件

（１）資　格

（ア）京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であること

（イ）京都府の競争入札参加資格に警備で登録されていること。もしくは、過去に京都府民総合交流プラザの警備業務実績があること

（ウ）各仕様書に記載されている必要な資格者が配置できること

（エ）その他、次の要件を満たすこと。

①　地方自治法施行令第167条の４の規定により、京都府から入札参加資格を取り消されてないこと

②　京都府からの指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。

③　京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

④　会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体でないこと。

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）に該当しない者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

（２）失　格

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格となる場合があります。

①　（１）の資格がない者が提案書を提出した場合

②　提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

③　提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④　提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合

⑤　提案書に虚偽の内容が記載されている場合
⑥　作成要領及び各仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
⑦　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立てがなされた場合

5　その他

（1）採否決定の通知
①　提案書が採用された者に対しては、その旨を書面により通知します。
②　提案書が採用されなかった者に対しては、その旨を書面により通知します。

（2）その他
①　提案書の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
②　提出のあった提案書は、返却しません。
③　提出のあった提案書は、提案者に無断で使用しないものとします。ただし、提案のあった内容については、今後の参考にすることがあります。
④　提出のあった提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
⑤　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は,日本語、日本円、日本の標準及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限ります。

第２　業務委託候補者の選定後の手続き

1　委託契約締結日

本業務委託契約の受託者の選定後、令和 2 年 4 月 1 日付けで、契約を締結します。

2　契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、銀行その他契約担当が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府会計規則第 159 条第 2 項に該当する場合は契約保証金を免除します。

3　その他注意事項

（1）当事業団から提供した資料･情報及び受託の中で知り得た情報の秘密保持のために、機密保持事項について契約等を締結するものとします。
（2）本実施要領に定めのない事項は、別途協議の上、定めるものとします。